

(様式 1-3)

福島県 (富岡町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 8 年 4 月時点

NO.	290	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業) 滝川地区	事業番号	(5)-40-151
交付団体	福島県		事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費	12,000 (千円)		全体事業費	50,000 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本地区は、福島県双葉郡富岡町 743.7ha の水田地帯を受益地としている。</p> <p>本地区の基幹水利施設である滝川ダム、富岡幹線水路は、県営事業 (S62~H22) により造成された。</p> <p>しかし、平成 23 年の東日本大震災により、各施設は甚大な被害を受け、機能が喪失し、かんがい用水の貯留と配水ができない状況となるとともに、原発事故による避難指示が発令されたため、長期間にわたり適正な保全管理ができない状況となった。</p> <p>現在は、受益地の営農再開状況に合わせて、未被災の施設を含めて供用を開始しているものの、未被災施設は避難指示により長期間にわたり適正な管理ができなかった影響により、機能低下が著しく進行している状況にあることから、農業用水の安定供給に支障をきたす可能性が高く、受益地の営農再開をさらに加速化させるにあたり、大きな課題となってくる。</p> <p>そのため、本事業により、これらの課題解決が可能となる水利施設整備事業(基幹水利保全型)により、各施設の機能診断及び機能保全計画を早期に策定することで、機能保全計画に基づいた補修・更新等を早期に行うことが可能となるとともに、用水供給に支障をきたす事象が発生した場合に速やかな復旧工事等を行うことで、受益地の確実かつ早期の営農再開を加速化させるものである。</p>					
事業概要					
<p>本地区は、福島県双葉郡富岡町の 743.7ha に用水を供給しており、地域農業の復興に不可欠な施設であることから、機能低下が著しく進行した各施設の補修・更新等を行うための機能診断及び機能保全計画を早期に策定し、機能保全計画に基づいた補修・更新等を早期に行うとともに、用水供給に支障をきたす事象が発生した場合に速やかな復旧工事等を行い、地域の復興再生に資することを目的とする。</p> <p>受益面積 A=743.7ha (滝川 (たきかわ) 地区)</p> <p>【申請にかかる事業概要】</p> <p>第 54 回申請については、パイプラインの機能保全計画策定を実施する。</p> <p>【事業要件】</p> <p>(1) 施設機能の向上を主な目的としないものであること : ○</p> <p>(2) 実施方針の位置づけ : ○</p> <p>【富岡町災害復興計画 (第二次)】</p> <p>第 3 章 基本方針を実現するための重点プロジェクト 3. 産業再生・創出プロジェクト</p> <p>3-1 農業・農地再生に向けた取組 ①農地の保全管理</p> <p>【第 2 期福島県復興計画】</p> <p>4 産業推進・なりわい再生プロジェクト 3 農林水産業の振興 (2) 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進 ②生産性向上のためのほ場の大区画化・汎用化、農業水利施設等の適切な保全管理と長寿命化</p>					
当面の事業概要					
＜令和 8 年度＞ 機能保全計画策定					

<p><令和9年度> 機能保全計画策定</p>	
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p>	
<p>本地域は避難指示区域であったことから、農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の老朽化が顕著であるため、帰還・移住の促進と営農再開の加速化に向けて、本事業の導入による農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画に基づいた補修・更新を行う必要がある。</p>	
<p>関連する事業の概要</p>	
<p> </p>	

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	<p> </p>
<p>事業名</p>	<p> </p>
<p>交付団体</p>	<p> </p>
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p> </p>	

水利施設整備事業 滝川地区 位置図



NO:290
事業番号:(5)-40-151
事業名:農山村地域復興基盤総合整備事業
(水利施設整備事業)
地区名:滝川地区

滝川ダム

1号トンネル

2号トンネル

富岡幹線用水路

機能保全計画
— R8実施箇所
○ R9実施箇所

令和8年度要求内容
機能保全計画策定 12,000千円

受益面積 A=743.7ha

CA=31.2km²

